

『法華經』と西夏王国

エヴゲーニイ・I・クチャーノフ

江口 満訳

党項（タングート）人（羌族）の国家が起こったのは十世紀末、仏教発展の中心地に囲まれた地域で、回りには中国の敦煌や五台山、賀蘭山、チベットのアムド、涼州、ウイグルの甘州、夏州、トゥルフアンがありました。西夏を支配していた嵬名家^{かいめい}は九世紀末からオルドスより南方の地域で総督の任務についていましたが、仏教に精通しているのみならず、熱心な信奉者でもありました。西夏は独立した多民族国家として発展していきましたが、国家の文書を作成するために自国語の文字を作る必要性が生まれ、文字制定委員会が結成されました（一

〇三六年）。その後、仏教經典を自国語に翻訳するために文字が必要となりました。そして一〇三八年、經典の西夏語訳特別委員会が結成されることになりました。西夏の皇帝元昊^{げんこう}は委員会の翻訳作業を自ら指揮しており、また委員会は漢語から仏典を母国語訳した経験のあるウイグル人の僧に指導を受けていました。この委員会が最初に西夏語に訳したのは『法華經』ではないかと思われます。『法華經』（西夏語訳）の序の部分に、翻訳作業は元昊皇帝の庇護のもとに行われた、と記されていることから推察すると、一〇三〇年代終わりから四〇年代半ば

にかけて訳されたということになります。いずれにしても、今日まで残っている唯一の經典の西夏語訳が『法華經』なのです。このテキストは、今東京で開催中の「法華經とシルクロード」展にも十一世紀の印刷物の見本として出展されています。

『法華經』が選ばれたのは、特に第二十五章で信者をあらゆる災難から救う観音菩薩のことが書かれてあるためかもしれません。

西夏の鬼名家が仏教を庇護し、王自ら仏教に帰依していたことは西夏王国の歴史の根幹となっています。元昊の死後（一〇四八年）、乗常や乾順、元昊の息子涼祚などの后を出した梁家も鬼名家と同じように仏教を信奉しており、仏典翻訳と布教は国の庇護の下、続けられました。十一世紀後半の西夏における仏教の地位と王家、国民全体の生活を物語るものとして、中国語と西夏語の二カ国語の文字が刻まれた石碑が涼州で発見されていますが、その西夏語の文章が西田龍男京都大学名誉教授によって日本語に訳されています。

西夏の代々の王は精神的な指導者の一面も担っていた

護を願ひ、布教と仏典翻訳に心を砕き、仏典を何万部も印刷しましたし、亡くなった親や妻の良き来世と阿弥陀仏の浄土での安穩を願いました。しかし、国の統治者という立場にあつては、西夏王国内で分離していた仏教サンガも国の統制を受けなくてはならないと考えていました。

西夏は宋や遼、金との関係がどのように変わろうとも、やはり中国の影響を強く受けていました。

では当時、国がどのような統制を行っていたのか、十二世紀の西夏法典と当時の中国の法律をもとにみていきましょう。国としては、出家した者は家を出るだけでなく、税を納め、労働の義務を負う臣民としても名が抹消されてしまうことが重大な関心事でした。中国の法律では仏教寺院・僧院は当局の許可を受けないと建設・開設ができませんでした。僧侶になれる年齢は男性が十九歳、女性が十四歳でした。僧侶の誓いをたてるのにも当局の許可が必要で、僧または尼僧になる資格の証明書をもらわなければなりません。もしも法を犯しながら納税者名簿から抹消されていなかった場合は太い鞭で

のではないかと多くの研究者は考えており、N・A・ネフスキーは、「王は菩薩の称号を持っており、西夏は仏教国であった」と断定しています。仏教国であるというのは、国家としての理念が仏教を基本にしていたということです。しかし、この点については更に研究を行う必要があります。事実、元のフビライの時代以前に転輪王の理想がある程度具現化されたのは西夏王国であり、西夏語の文書には「帝師」（信仰における皇帝の師匠）という称号がみられ、チベットのサキャ派のパスパとフビライのような関係、つまり信仰上の師匠と、その弟子であり信仰を庇護する君主という関係が十二世紀終わりから十三世紀始めには既にあったと考えられます。しかし、儒教が国の理念であったことを示す西夏語の文書も多く残っています。統治形態としては西夏は東アジアで広く浸透した儒教の理念に基づいており、君子は君子、臣下は臣下、父は父、息子は息子というような明確な役割がなされていました。仏教と儒教は人々の生活の中に同時に存在しつつ、それぞれ違う生活の側面を支えていました。西夏の君子は仏教徒として、仏と菩薩に国の加

百回打たれ、抹消された場合は一年の強制労働（唐の時代）、あるいは三年の労働が（宋の時代）課せられました。僧侶といえども儒教で教える「孝」に基いた人間関係から除外されることはありませんでした。どんなに高い仏教サンガの役職につこうとも、弟は兄に対してしかるべき礼儀をふまえなければなりません。

統制から逸脱するような説法は禁じられていました。

姦淫、窃盗、泥酔などの罪を僧が冒すと、教権ではなく、国権によって処罰されました。しかも僧の処罰は在家よりも厳しく行われました。国家は僧院やサンガの定員規定を定め、僧が試験を受ける際に出題される經典の範囲を法的に規定しました。二十世紀、辛亥革命前の中国では僧院や寺院は当局に公認されたものと非公認のものに分かれていました。一九一五年、袁世凱は「僧院・寺院の統制に関する通達」を作成するよう指示し、しかもこの通達には、出家や仏教徒の演説内容の検閲まで含まれていました。国民党支配の時代、一部の僧は国家に庇護されていましたが、そのかわり公式の行事に出席することを義務付けられていました。また裕福な在家

にささえられていた僧院・寺院もありました。たとえば杭州市の仏教サンガは地方予算で維持されていました。八〇年代に入ってから中国で仏教サンガの活動が復興するとともに、中国仏教協会は協会と政府の宗教局の指導のもとでのサンガ自治について一連の決定を下しました。出家も、住職の選出も中国仏教協会と地方当局の統制下で行われます。僧院は収入に見合った金額を協会に支払います。出家ができるのは二十才以上五十九才以下で、健康で、サンガと国家の法律を守る仏教徒です。中国仏教協会は信教の自由を掲げる政府の政策実施を助け、物心両面にわたる社会主義建設を信者に呼びかけています。最近の統計によりますと、中国にある寺院の数は九千五百以上、僧侶・尼僧の数は十七万人を越えています。

このように、中国では仏教の本格的流布の時代から今日に至るまで、仏教サンガが国の統制を受けるといふ伝統があります。ただ、現代ではサンガの自給自足を条件とする信教の自由、といった民主主義的制度もある程度考慮されています。

濃く出ている法律文書からとったものです。

西夏では、布教は国家統制の下で行われました。チベットやインドから布教にやって来た人々は、まず当局に出向いた後、初めて法を説くことができました。どんな伝道者も「人々を惑わすような」ことを話したり、「教えをゆがめて」人々を動揺させることは厳しく禁じられていました。そのようなことをした伝道者は逮捕され、三年間の苦役を課せられました。また、透視能力やいかさまは法律で罰せられました。「いかなる人も扇動的な発言をしたり、『ブツダから発する妙光を見た！』などと言つてはならない。また、家族や一般庶民を惑わしたり、『これだけやってあげたのだからお布施をよこせ！』などと要求するのも禁じる。」もし、こういった発言が人々の心を乱した場合は、逮捕され、特に厳しい処置がとられ、いずれの場合も死刑とされていました。それほど罪の重くない言動に対しては、一年の苦役が課せられました。そういった言動を繰り返した場合は流刑とされました。国家は一定の仏教宗派を庇護することはありませんでしたので、おそらく、それは説教の中でも日常的

話は西夏に戻りますが、現存するさまざまな西夏語文献から次のようなことがわかります。西夏は多民族国家で、主な民族は彌族、漢族、チベット人、ウイグル人でした。涼州では十一世紀に、中国人とチベット人のサンガについての記述が発見されています。さらに「新法」(十三世紀始め)の文面から、西夏人のサンガと、宗教的に近い西夏人・漢人の混合サンガがあったことがわかっています。チベット人と西夏人の混合サンガやウイグル人のサンガは存在していたことも考えられますが、現存している資料では、——これは重要な点ですが——、そのようなサンガの記述はありません。しかも、西夏で仏教の各宗派間の対立が特に強調されているようなところはそれらの資料のなかにはまったくありません。仏典に記されている書写年代や開版の年代からみて、十二世紀終わりごろは西夏ではチベット仏教の影響が強くなってきたのではないかと、それは当時の主要な仏教宗派形成と関係があるのではないかとの説をたてることもできます。

以下に示しますのは、国家の仏教サンガ統制が最も色

な社会生活、国の政策、方針に関する点が問題にされたのだらうと思われま

一方、国内の礼拝用の施設は国家、及び国法によって守られていました。「いかなる人も仏の彫像や寺院、守護神の彫像、孔子の肖像画、諸天の像を盗んだり、壊したりすることは許されない」とあります。そのような罪を冒すと三年の苦役となり、特に出家者の場合は聖なるものを侮辱したという罪とみなされ、当然ではあります。が、より厳しく罰せられました。国法により、レリーフ模様や色つきの瓦で飾ることができる建物は寺院と王宮だけでした。西夏王朝の色は黄色と定められていました。在家は黄色の衣服を身につけてはならず、出家者だけに許されたものでした。

寺院損壊やえせ説法など重大な刑事、民事の事犯は地方当局が扱うことはできず、すべて中央から来た役人だけが担当していました。サンガに関する問題は、サンガ全般に関する事項、出家者に関する問題、在家に関する問題と分けて、三つの局がそれぞれ担当していました。

隣の中国と同じく、西夏でも出家するには当局の許可

が必要でした。法の網をくぐって髪した場合は厳しく罰せられ、死刑になることもありましたが、得度が許されるのは成人で健康な人に限られていました。年配者や身体の弱い人には得度は許されません。出家者になるにはそれなりの訓練を受けなければならず、奴隷や自由でない身分、召使については主人の許可なく出家することはできません。また、希少価値のある職業についている人、たとえば、木版に文字を彫る職人などが得度することとも制限されていました。「木版に文字を彫る職人が出家することは禁じられている。出家した場合も文字彫り職人の名簿に名前を残さなければならぬ」と書かれています。

女性に関しては、出家の資格があるのは未亡人と未婚者で、だれの権利の下にもない自由な身分の人だけでした。「心からブツダの教えを實踐している寡婦または未婚の女性で、誰からも権利を主張されることがなく、得度を希望している場合、当局に身上書を提出しなければならぬ。それは検査官によって調べられ、その後『在宅』の尼僧、あるいは『出家』の尼僧となること

ができる」のです。出家者になる資格があっても、当局の許可を得ず、非合法的に髪した場合は、首謀者は絞首刑、共犯者は十二年までの苦役となります。

自分で勝手に出家者になった、あるいはごまかしで出家者になった場合は厳しい処罰が課せられます。つまりそれは死刑です。ごまかしで出家者になり、納税者名簿から抹消された成人は絞首刑となります。もし納税者名簿には残っているが自分を出家者であると偽った場合は、六年の苦役となります。また、当局が知っていないが、見逃していた場合、担当の役人が罰せられます。親戚が出家者であると偽っていることを密告しなかった場合、その親戚も罰せられますが、役人よりは軽い罰ですみます。ただ、父親が不正に出家した、あるいは出家者であると詐称した場合については中国の法基準をそのまま採用して、子どもの密告は禁じられていました。さらに仏教徒のサンガで、当局に隠れて出家者になった者がいることをその長や補佐官が知っていた場合も苦役が課せられます。国の役人や軍幹部が、部下が非合法に出家したのを知っていながら阻止せず、あるいは密告しな

かった場合もサンガの長と同じように処罰されます。サンガの長や回りの人間が知らなかった場合でも、職務怠慢であるとして、位のある者は罰金として馬を取り上げられ、位のない者は棒で十三回打たれます。

出家者になる修業をしている位のない青年は、出生以来所属している村、あるいは農場の納税者名簿から抹消されることはありません。

平民や、寺院・サンガに住み込みで働いている見習い修行僧については別のリストが作成され、当局に提出されていきました。

他国の僧が西夏王国に帰化する場合は、当局に届け出て、当局の方で「本名、年齢……どの仏教教義に通じているのか、師匠はだれか、どのような教えを信奉しているのかを調べる」ことになっていました。

更に法律には、「『家を捨てる』ことを許された出家者がサンガにも登録されず、居場所が不明のままにいることは許されない。出家者は出家後、一〇〇日以内に役所に届け出て、所属するサンガの名簿に自ら登録しなければならぬ」とあります。これに反した場合は一年の苦

役が課せられることになります。

出家者はサンガが変わることはできず、勝手に移った場合は十二年の苦役に処せられます。

また、亡くなった出家者の僧籍証明書を男の親戚——父、兄弟、父方の伯父、息子、孫、同姓同名の者——が勝手に利用して出家者になりすますことも法律で禁じられていました。証明書の偽造、名前の書き換えなども相應の処罰が適用されました。

法の目を盗んで出家者になろうとした者の頭を刈った理髪師も処罰の対象でした。「もしごまかしで出家者になった者の頭を理髪師がそれと知りながら刈った場合、犯人より三段階軽い刑に処せられる。知らなかった場合は、事情をよく調べなかったかで、位のある者は銅銭を五束、位のないものは十回のむち打ちの刑」となったのです。

こうして国家は、生活力のある男性を完全に把握しようとしていました。成人男子が出家するということは国家にとって貴重な納税者を失うことでもありました。従って勝手に納税者名簿から自分の名を消した者は死刑に

処せられたのです。

青少年の見習い修行僧や「住み込み」の奉公人は、軍事・非軍事機関で潜在的従業員・兵士として登録されていました。正式に僧となった人は所属するサンガから離脱することはできませんでした。このように、西夏では、行政経済単位——地域、生産単位など——ごとに自主的に生活できる国民を割り振り、登録場所変更は死刑になるとの威嚇によって管理するという制度でしたが、これは仏教サンガにも適用されました。

しかしながら、出家者にはある程度の特権が与えられていました。あらゆる刑事犯罪に対する処罰は出家者の場合は一般の国民よりも一段階軽い刑が適用されていました。役職のあるものはそれを辞任することで許されました。また役付きの出家者は苦役が免除されていました。が、役職のない出家者は「法に基いて苦役に服さ」なければなりませんでした。服役後はもとのサンガに戻されましたが、ただし、資格は見習いの修行僧となります。

正式な資格をもつ出家者は、納税も免除され、労働を強制されることもありませんでした。

が適用され、男性は流刑となります。そのような西夏の条文は現存していません。

国家は寺院や僧院に住み込みの奉公人を送ることによって経済的援助を行っていました。寺院に派遣されたこれらの農民や酪農民は、税金と国のための労働義務が軽減されていました。しかし、十三世紀始めこういった特典は廃止されたようです。これはチングスハーンの侵略によるためと考えられます。寺院・僧院はかなり広大な土地を所有していました。現存する資料では「国への支援」「聖所」という二つの僧院では「住み込み」奉公人によって八三五ヘクタールの土地が耕されていました。

十三世紀始め「国への支援」院では役務による弁済と干し草の納入が免除されていた三二七ヘクタールの土地に対して課税されました。金額は、一・五チン（九・一五ヘクタール）あたり銅銭二束（二千枚）という計算で、五八四束と九百五十枚（五十八万四千九百五十枚）になります。これらの資料を総合してみると、十三世紀の始めには三分の二の寺の領地が課税されていたようです。寺や僧院の所有する耕地が多かったかどうか（平均四〇〇

サンガ内部の出家者や師匠、弟子の間で起こった刑事犯罪に対する処罰を規定した西夏法典の条文は残っていません。おそらく、この点に関しても唐・宗時代（七、十三世紀）の中国の罰則が適用されていたのではないかと思います。当時、師匠と弟子の関係は父方、母方の伯父、伯母といった「親戚関係」と同じように扱われ、師匠は弟子の伯父にあたり、弟子は甥とみなされました。また、女性の場合は伯母と姪となります。しかし、出家者同士間の窃盗や姦淫は、少なくとも精神的には普段は親戚関係と見なされてはいても、まったく関係のない他人同士として処罰されました。しかも、姦淫の罪に対しては、教義からの逸脱になるため、出家者は男女とも、在家よりも厳しい罰則が課せられました。ちなみに男性の出家者と女性の出家者は法によって必要もなく話をすることは禁じられていました。「すべての男性出家者と……女性の出家者は言葉を交わしてはならない。」と法律で規定されていたのです。

出家者は中国でも、西夏でも結婚は厳禁でした。結婚した場合は中国では女性に対して姦淫よりも厳しい罰則

ヘクタール）については、西夏王国全体の耕地面積や私有地、国有地の規模が不明なのでなんともいえません。西夏では遊牧を始めとする畜産が盛んでした。牧場は国有のものも、また個人が所有しているものもありましたが、一部は公共のものであったと考えられます。寺も家畜用の放牧地を持っていました。中国では僧院も財産や所属する住み込み奉公人、農民についての報告を国家に提出していました。当時の人々の発言からしますと、九世紀始めには寺や僧院の所有地が余りにも多すぎるのが唐では仏教徒迫害の理由となったようです。西夏では寺院の経済活動に関しては、特任検査官が監督していました。

寺院所属のサンガの形成過程と自治については、現存する資料で全体的なことはわかります。寺は新旧を問わず、また復興が官費でなされたか民間であったかに関係なく、その回りにサンガができていきました。各寺院（僧院）には決められた数の出家者がいなければならず、寺院が新規に開設される場合は最初に古い寺院から出家者を移動させて、そのあと新しい得度者を入れるように

なっていました。寺院（僧院）はサンガの核を成し、出家者と住み込み人の数は寺に入る供養を金額で算出して、つまり寺の経済力に応じて決められました。国家は貧しい出家者の存在を望ましくないと考えていました。信仰の教義にもとづく貧しさではなく、実際に物ごいをして暮らしているような出家者は国家の方針に合わなかったのです。

サンガでは自治が行われていました。自治の統率はサンガの長の仕事で、更に補佐がおりました。その他検査官や「問題解決」人と呼ばれる人々がおりました。大きなサンガはグループにわかれ、それぞれ長老が統率していました。大サンガではそのようなグループはさらに小グループに別れ、それぞれ責任者がいますが、その役職は「導く」という意味を持つ名称がついています。この「導き役」という役職は西夏では軍事・非軍事機関を問わず、下級幹部の役職名になっていました。普通、「導き役」が担当する組織の規模は数人から数十人といったところです。

サンガを統率していた機関は大サンガ評議会です。こ

の評議会が国全体の仏教徒サンガを統率していなかったことは明らかですが、それが全国的な規模のものであったのか——そのほうが理にかなっているとは思いますが、あるいは地方組織であったのか（宗派別か）はつきりしたことは言えません。大サンガについてはある条文に、「サンガ長、その補佐、『問題解決』役、サンガの長老、その他サンガの最高行政の役職が空席になり、大サンガ評議会が選任をした場合、選任された者は昇進し、下から推薦されたその人物が役職につく。もし、サンガに昇進すべき人物がいなかった場合、他のサンガの人間が役職につくことができる」との記述がみられます。サンガには食事をとりしきる係もいました。その食事係は「住み込み」奉公人のなかから任命されましたが、それは、本来出家者は精神的な仕事だけをするべきであって、欲と金もうけの世事には関わってはならないという発想に基づいていたのかもしれませんが。出家者は高価なもの、金メッキのナイフや豪華な飾りつきの鞍、馬勒、剣や槍など武器の所持が禁じられていました。また、出家者が徴税に関わったり、借金をすることもできませんでし

た。出家者は血縁関係を断ち、そのかわり、一族の中から皇帝や国に対する犯罪を冒した者がたととしても、社会的責任は免除されていました。出家者の親もたとえ息子が陰謀に巻き込まれたとしてもその責任を問われることはありません。聖職である僧は医者や獄吏と同じく囚人への面会が許されていました。

最高教師「法師」、「国師」、「定師」（帝師）は出てきません）は国家公務員とみなされ、位を持ち、国の行政に携わる者を対象に設けられた規則に従っていました。

出家の際も、サンガの役職につく場合も、仏教への造詣の深さが一定の基準となっていました。最も重要とされたのは『法華経』と『仁王護国般若経』でした。出家者になったり、役職についたりするためには、「サンスクリット語をきれいにはっきりと発音でき」、聖典を読む際には「礼拝の儀式を行う」ことができればなりませんでした。寺院の管主になろうとする中国人、西夏人、チベット人は『大方広仏華嚴経』『大乘起信論』についての知識が必要とされました。サンガの指導機関で職につこうとする者が必ず知っていなければならない西

夏語とチベット語の經典目録がありました。それは西夏人、中国人、チベット人に共通のものでした。「西夏人、中国人、チベット人の青年で、經典、偈をよく解し、読む者あれば……、幹部に任命され得る」とあります。精通しておくべき經典の中には『法華経』の「観音経」も入っていました。これらの漢訳經典にも通じていることが要求されました。このように、西夏の仏教徒の最高指導者はサンスクリット語と西夏語、漢語、チベット語で聖典を理解することが理想とされました。サンスクリット語の知識も確かにあったようで、仏教書の奥付から察すると、西夏語の翻訳者達は、サンスクリット語のテキストが残っている場合は、それをそのまま使っていたようです。

僧籍をもつ役人は在家と違って、自分の位を相続させることはできませんでした。出家者が世俗の役職につくことがあったかどうかはわかりません。

出家者はサンガの了承を得て、還俗することもできました。しかしそれによって一定の公民権がはく奪され、還俗したあとは君子の妃に仕えることはできず、低い役

職で重労働の役目しか与えられませんでした。その際、出家者の名簿からは必ず名前が抹消されます。

亡くなった信者の遺産に対するサンガの権利は国家が制限していました。西夏の法律は中国と同じく、遺産分配の際、亡くなった人の遺志は尊重されませんでした。が、遺産の一部がサンガに移譲される際に、本人の意志が考慮されました。とはいえ、相続人がいないときは財産は国庫に移されます。「高貴な男性または高貴な女性が肉体を去った」後、七かける七回（四十九）の齋^{ものいみ}があり、その後初めて故人の意志が遂げられるとされていました。出家者が自ら故人の遺産を乞うことは禁じられていました。

国家は寺やサンガに対して統制する権利を持つかわりに、寺やサンガの利益の保護も行っていました。寺やその他礼拝施設損壊の処罰についてはすでにお話したとおりです。寺院の境内や周辺で家畜を解体したり、動物を殺したり、鳥を捕まえることは禁じられており、禁を冒した場合は六カ月の苦役が課せられます。仏教寺院で宿泊したり、境内を馬で走ったり、いかなる家畜も境内に

つないだりすることは許されず、大小便をすることも禁じられていました。出家者及び寺の勤務者が身内の女性を寺に泊めることもできませんでした。召使は寺の外に住むこととされていました。寺の境内にはいかなる第三者も滞在することはできませんでした。また、境内で粘土を採ったり、井戸を掘るのも地方行政当局の書面による許可が必要でした。

中国と同じく、これらの法律は仏教寺院・サンガにも、道教の寺院・サンガにも同じように適用されました。もつとも宋の法律では道教の僧と仏教の僧が交流をもつことは禁じられていましたが、西夏ではそのような禁止条項があつたという文書は発見されていません。唐から宋にかけての中国と違って西夏では出家資格証明書を当局が売るといようなことはありませんでした。中国では宋の時代に、このような証明書が市場で売られたこともあつたようです。

このように、西夏の仏教サンガの生活は常に国家統制の下で営まれていました。出家者が放浪しながら勝手に説法したり、在家・出家だけの希望でひそかに寺や僧院

を建てたり、または在家が突然出家を思い立ち、簡単な誓いをたてて仏門に入る、といったことは西夏王国でも中国でも法的に許されないことでした。

西夏では各人の所属場所がはっきりと決められ、それに拘束されていました。その拘束力は地位と反比例し、社会的地位が高ければ高いほど拘束力が弱く、より多くの自由がありました。サンガもこの巨大なピラミッド体制の中に組み込まれていました。僧は勝手にサンガを移ることはできず、出家をするということは仏教の教えという枠内では精神の自由が得られ、仏教哲学・理論の頂点までのぼりつめることができましたが、個人としては、自分の思うように暮らす自由は制限されていました。

現存している大量の西夏語の仏教関係の文書から推定してみると西夏王国は仏教国であり、そのことは西夏人にとって単に儒教を選ぶか仏教を選ぶかというだけの問題ではありませんでした。西夏人は膨大な数の漢民族の中で少数派ではなく、西夏王朝は中国の王朝に組み込まれることはありませんでした。それ故に西夏人は仏教の

教えを根本として中国に隣接しつつも主体的な地位を確立したのです。西夏王国——正式には大夏——の社会生活でも仏教の役割を否定するわけにはいきませんし、王朝も仏教を信奉し、仏教の信仰によって国を守り、加護を受けようという意志がみられました。涼州で発見された一〇九四年の銘文には次のように書かれています。

「東洋の竹が永遠に成長を続けるように、玉座に君臨する者も永遠なれ！」

『仁王護国般若波羅蜜經』の序文には次のようにあります。

「高貴なる玉座が永遠に堅固であり、王位を継ぐ者の福德も限りなくあれ。」

一一八五年十月二十日付けの仏典の序文には次のようにあります。

「王家の血統よ、永久に堅固なれ。聖賢なる子孫よ、陸続と続き、繁栄せん。官吏も国民も一丸となり、……皆、善業を積まん！」

王家が仏教、なかんづく『法華經』などの仏典に加護を求め、生ける者のためには守護を願ひ、故人には良き

転生を願っていたことは疑いありません。仏教はこのように確かに王朝を守り、国を守る存在ではありませんが、国家理念ではありませんでした。統治形態としての国家は儒教思想に支配されており、十二世紀には「孝」の教えが家庭にも深く根付くようになります。西夏における思想の変遷は次のような段階をたどっています。十一世紀始めは中国に対抗して仏教を取り入れ、中国の国家体制を模倣しながらも「独自の道」を歩んでいました。中国の官僚的な部分（儀式や衣服）は意図的に拒否して独自のものを採用していましたが、独自のものといっても本質的には中国の例にならったものであることもしばしばでした。それから争乱や氏族間の争いが起こり、結局王家は仏教に傾倒し、中国の影響を弱めている方向へと向かったのです。十二世紀始め、王家が完全に権力を掌握すると、皇帝は仏教と中国的なものとのバランスをはかる「独自の道」をめざすようになります。十二世紀半ばになると、仁・孝が中心的思想となるに従って、国家建設においても儒教が優位になり、中国と同じように孔子を皇帝と呼び、儒教の文献翻訳と儒教

思想の流布を庇護するようになりました。法的には仏教は国家の厳しい統制下におかれ、国民と王家の宗教的・精神的な糧を与えるだけにとどまっていました。百科事典「聖人の定めた意味の数々」（二一八一年）をみると、二つの思想が対等であり、編者は家庭生活と国家においては儒教を優位におこうとする傾向がみられます。

天の三子——漢民族と如真族と西夏（タングート）族——の間で「仁・孝」思想は「独自の道」を見いだしました。これは涼の王がすでに取り入れていたのですが、孔子を皇帝として、公式に孔子崇拜を国に導入し、健在している天の子よりも孔子を上位とし、それによって宋の皇帝、及び金の皇帝の絶対的地位を弱めようとするものです。これは北宋が如真族との戦いに破れたというかなり現実的な理由がもとになっていました。このような状況の中では仏教が西夏国の基本理念となることはできず、二義的なものとならざるを得ませんでした。

（エヴゲーニイ・I・クチャーノフ／

ロシア科学アカデミー東洋学研究所サントペテルブルク支部所長）

（訳・えぐちみつる／通訳）

（本稿は一九九八年十一月十日に行われた、当研究所主催の公開講演会における講演内容です。）